

富里市地域公共交通会議設置規約

(目的)

第1条 富里市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成等に関する必要な協議その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うため設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を千葉県富里市七栄652番地1富里市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること。
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (4) 交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 交通会議は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員が交通会議の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。

- 3 欠員等の事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事案とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営等)

第8条 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長宛てに届出のあった代理人を交通会議に出席させることができる。この場合において当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 4 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、会議において必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 会議の内容が軽微な場合又は会議を開催することが困難な場合は、書面による会議とすることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じられると認められた場合は、非公開で行うものとする。

- 2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ会長が会議に諮り決するものとする。
- 3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録の調製)

第10条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 会議の日程及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長が指名する議事録確認者が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第11条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、第9条第1項ただし書の規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

(協議結果の尊重義務)

第12条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第13条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じて交通会議に幹事会を設置することができる。

2 前項に定めるもののほか、幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第14条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、富里市企画財政部企画課に置く。

3 事務局に、事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 前3項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第16条 交通会議の運営に関する経費は、国及び市等の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第17条 交通会議に監査委員を2人置き、会長が指名する者をもって充てる。

2 監査委員は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会

長が別に定める。

（報償金）

第19条 交通会議は、会議に出席した委員及び第8条第5項の規定により会議に出席した者に対し、予算の範囲内で報償金を支払うものとする。

2 前項の報償金の額、支給方法等については、会長が別に定める。

（費用弁償）

第20条 委員等が会議等に出席し、又は交通会議の職務のため旅行したときは、予算の範囲内でその旅行等について費用弁償として旅費等を支給するものとする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、会長が必要と認めるものの実績額とする。

（交通会議が解散した場合の措置）

第21条 交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

（補則）

第22条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和3年4月27日から施行する。

（経過措置）

2 この規約において最初に開催する会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表（第4条関係）

関係条項	委員
法第6条第2項第1号	市職員の中から市長が指名する者
法第6条第2項第2号	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
	千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
法第6条第2項第3号	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
	千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
	成田警察署長又はその指名する者
	地域公共交通の利用者のうち公募による市民又は市民の代表者
	学識経験者
	その他交通会議の運営上必要と認める者